



## 太陽光発電設備を相続した際の名義変更手続において添付書類の取扱いを柔軟化します。

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに係る資源エネルギー庁の取組—

### 申請者の負担軽減を図るための見直し

- ① 複数設備を同時に申請する場合の添付書類について、原本1部とその複写によること及び原本の返却を可能とすること。
- ② 相続財産に太陽光発電設備が含まれていることが遺産分割協議書の文言から明らかであれば、同設備の明記までは求めないこと。
- ③ 被相続人の除籍謄本については、有効期限を定めないこと。
- ④ 他の相続人が存在しない場合など、適正な審査が可能である場合には公正証書遺言による審査を行うこと。



同じ書類が必要だったり、書類の条件が厳しくて、準備が大変だなあ・・・



行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ、資源エネルギー庁へあっせん



### 資源エネルギー庁の対応状況（令和4年4月28日回答）

上記①から④までの全てについて、あっせん内容のとおりに見直しを行い、申請手続について説明しているホームページに反映の上、周知した。



あっせんの内容は別紙1、対応状況は別紙2を見てね！



<連絡先>

総務省行政評価局行政相談管理官室  
電話：03-5253-5111（代表）

令和 4 年 1 月 28 日

行政相談マスコット  
キクーン

## 太陽光発電設備を相続した際の名義変更手続において 添付書類の取扱いを柔軟化します。

— 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん（行政運営の改善） —

総務省行政評価局は、太陽光発電設備を相続した際の名義変更手続について、申請者の負担軽減を図るために、資源エネルギー庁にあっせんしました。

★現行の取扱い、★行政苦情救済推進会議の主な意見、⇒あっせん要旨

### 手続の際の添付書類

★相続する設備が複数ある場合、設備数の戸籍謄本（原本）が必要。原本は返却しない。

★原本 1 通の提出とし、当該原本を確認することで、他の設備は原本の複写で可能ではないか。複写であっても、適正な保管など原本と相違ないことを証明できれば、原本を返却しても問題は生じないのではないか。

⇒複数事業についての事後変更届出を同時に提出する場合、添付書類の原本は 1 通とし複写の添付を認めること。申請者が希望する場合は、原本の返却を認めること。

### 相続した設備の特定

★包括的な相続の場合でも、設備を明示した遺産分割協議書が必要

★事業を承継する相続人が特定できる範囲において、柔軟な取扱いに変更すべき。

⇒相続財産の中に太陽光発電設備が含まれていることが協議書の文言から明らかであれば、同設備の明記はなくとも相続されたとする取扱いとすること。

### 添付書類の有効期限

★届出に添付する公的書類は 3 か月以内に発行されたものが必要

★死亡した被相続人の除籍謄本は、その後変更はないことから有効期限は不要ではないか。

⇒亡くなった被相続人の除籍謄本については、現行の有効期限を不要とする取扱いとすること。

### 相続者の特定

★相続者の特定のため、法定相続人全員が署名なつ印した相続証明書か、遺産分割協議書が必要。公正証書遺言は認めない。

★社会的信用があり、制度として確立している公正証書遺言を活用することは妥当ではないか。

⇒他の相続人が存在しない場合など、個別の事情に応じ、認定審査上適切な審査が行える場合には公正証書遺言による確認も認めること。



手続が柔軟化されると負担が減って助かるね！  
詳細は「あっせん文 別紙」を御覧ください。

（本件に関する連絡先）  
総務省行政評価局行政相談管理官室  
電 話：03-5253-5111（代表）

## 経済産業省

20220128資庁第11号  
令和4年4月28日

総務省 行政評価局長 殿

資源エネルギー庁次長

太陽光発電設備を相続した際の名義変更手続の見直しについて（回答）

令和4年1月28日付け総評行第2号をもってあっせんのあった標記の件について下記の通り措置を行いましたので回答いたします。

### 記

#### 1 あっせん事項

- ①複数の発電設備を相続した事業主が、複数事業についての事後変更届出を同時に提出する場合、添付書類の原本は1通とし複写の添付を認めること。また、原本についても、申請者が希望する場合は、返却を認めること。
- ②相続財産の中に太陽光発電設備が含まれていることが遺産分割協議書の文言から明らかであれば、同設備の明記はなくとも相続されたとする取扱いとすること。
- ③事後変更届出に必要な関係（添付）書類のうち、亡くなった被相続人の除籍謄本については、その内容に変動があるとは考えられないことから、現行の有効期限を不要とする取扱いとすること。
- ④相続による事業者変更の事後変更届出において、他の相続人が存在しない場合など、個別の事情に応じ、認定審査上適切な審査が行える場合には公正証書遺言による確認も認めること。

#### 2 当庁の措置内容

下記の通り

- ①要望のあった低圧太陽光事業の申請において、複数設備IDの申請を同一封筒に入れ行う場合に限り、戸籍謄本等の原本を求めている書類について、原本1部をつけた上で他の申請をコピーの添付とすることを認め、その旨を当該区分の代行申請業務を委託しているJPEA代行申請センターのホームページにて記載した。  
また、原本の返却を希望する申請者のために返却用の連絡票を整理し、同じくJPEA代行申請センターのホームページに掲載した。
- ②FIT制度の関連情報の広報を行っているホームページ「なっとく！再生可能エネルギー」に掲載している「変更内容ごとの変更手続の整理表」にて「太陽光パネルを含む全てを相続対象とした記載とするなど、相続対象に発電設備が含まれていることが確認できることが必要です。」と記載した。
- ③FIT制度の関連情報の広報を行っているホームページ「なっとく！再生可能エネルギー」に掲載している「変更内容ごとの変更手続の整理表」にて「被相続人（亡くなられた方）の戸籍謄本を除き、申請（届出）日より3カ月前から当該申請（届出）日までの間に発行された書類に限ります」と記載した。

④FIT 制度の関連情報の広報を行っているホームページ「なっとく！再生可能エネルギー」に掲載している「変更内容ごとの変更手続の整理表」にて「申請者が相続対象となる発電設備の所有権を有することが明らかであり、認定審査上適切な審査が行えることが確認できる場合には、公正証書遺言書により審査を行うこともあります。」と記載し、公正証書遺言にもとづく審査が可能であることを掲載した。

また、JPEA 代行申請センターのホームページにおいても同様の記載に加えて「不明な点がございましたら、JP-AC にご相談ください。」と記載して相談を受け付けられることを明示した。